

ガス体エネルギー改革勉強会（第10回） 議事要旨

1. 日時 平成14年4月23日（火）15：30～17：30

2. 場所 （財）エルピーガス振興センター 会議室

3. 出席委員

石井（晴）委員長、浅野委員、阿部委員、大内委員、小澤委員、菊池委員、
重松委員、末光委員、竹澤委員、伊達委員、手嶋委員、西田委員、堀内委員、
丸山委員、矢野委員

4. 議題

（1）「ガス市場整備基本問題研究会」とりまとめについて

5. 議事次第

（1）開会に続き、事務局より資料1、資料2に基づき説明があり、その後以下のよ
うな自由討議がなされた。

卸売業界として、私がガス市場整備基本問題研究会で最後に申し上げたことは次の
3点である。

第1点は、「パイプライン事業のあり方に関するグランドデザイン」については、公
正な競争を確保するために第三者利用の状況を見ながら、導管事業についてはさらな
るアンバンドリングの是非について検討していただきたい。これはアンバンドリング
をすることが、公平な競争につながるという観点からである。

第2点は、「ガスターミナル事業のあり方に関するグランドデザイン」については、
制度改革の際、余裕のある簡易ガス発生設備から、他の簡易ガスに卸供給ができる制
度を検討していただきたい。

第3点は、「ガス小売業と安定供給／供給リスクに関するグランドデザイン」につい
ては、自由化範囲の拡大のためには公平・公正な競争条件の整備が不可欠であるため、
特定の事業者が有利にならないような実効ある制度設計が必要だと思う。

なお、中小都市ガス事業者の原料選択に関して、LPガスストレート供給を検討し
ていただきたい。

（石井委員長）3点、大事なところを述べていただいたので、今度の本格的な制度設
計の際に、具体的に石油流通課に活かしていただきたいと思う。

導管網の相互の連結を促進することは、現行の天然ガスではいろいろなカロリー数が
違うところがある。現行のカロリー数でいくのか、ストレート供給でいくのか、どち

らなのかを質問させていただきたい。

もう1つ、グランドデザインはL Pガスに非常に好意的に書かれており、現実のL Pガス業界とはかなりギャップがある。現実化するにあたって、かなり苦労するのではないかと率直に感じている。

私は「ガス体エネルギー」という言葉を非常に気に入っている。実は今までの歴史を振り返ってみると、L Pガスというのは保安行政に尽きると思う。かたやガス事業法は普及促進という事業法である。これを今後、行政の方の考え方として、「ガス体エネルギー」という考え方で同じような土俵で扱ってもらえるのか。あるいはこれは概念であって、L PガスはL Pガス、天然ガスは天然ガスというかたちになるのか。不平等なかたちは好ましくない。これからはガス体エネルギーというものがエネルギー政策の中でも非常に大事であり、同じガス体エネルギーとして平等に扱ってほしい。

中長期的な制度改革のあり方における、需要家による供給者選択の拡大の中で「ガス市場における公正な競争条件を確保するための方法、適用法規のあり方も含め速やかに抜本的な見直しを行う」と書いてあるが、何か案があるのか。

(高邑課長補佐) ガス市場における公正な競争条件を確保するための方法として念頭に置いているのは、アンバンドリングの議論などである。

適用法規のあり方については、例えばガス事業法と液石法を統一するかどうか、高压ガス保安法も含めて適用法規をどう整理するかどうかということも検討課題としては考えられると思う。

ガス体エネルギー全体を扱う適用法規が出来たとしても、L P業界の中には法律をかいくぐって法律違反をする者もいるので、そういうことがないように、十分現実を踏まえていただきたい。

(石井委員長) 「速やかに」という言葉は、石油流通課によって新たに加えられた言葉である。公正な競争条件を確保するためにも、「適用法規のあり方も含め速やかに」というのは、非常に大事な言葉だと思うので、この言葉が入ったことの意味は大きいと思う。

小売業の立場から申し上げると、L Pガスが地震に強いということ、1兆円をかけ官民上げて安全機器の普及に努め、L Pガス事故を激減させたことなど、今まで声を高くして主張してきたことが書かれているのでありがたく思う。また、取引の適正化については、業界としても取組みを行っているが、謙虚に受け止め、まだいっそうの

努力が必要である。実際にできるかぎり全国を回って、周知していきたい。

お客様が持たれている不満を真摯に受け止め、LPガス業界自ら改善していかなければいけない。

平成8年の液化石油ガス法の改正によって、書面交付義務などでいろいろなトラブルが表に出てきたことは、ある意味では健全な方向に向かっている気もする。以前はすべて陰に隠れていて、本当に闇から闇へとの感じであったが、オープンにして、消費者と事業者が明るいところで契約内容を見つめることも必要ではないかと思う。

10年後のガス体エネルギー市場のグランドデザインを描くということで始まったが、段階的な自由化を行ったうえで、さらに検討を加えていくという報告書となったことについては、踏み込みが足りないと感じた。

段階的自由化となったことで、やはりLPガス業界として心配になるのは、規模による格差が出ないような制度であるべきだと思う。

本来、アンバンドリングすべきだと主張していたが、最低限会計分離で導管事業を分離することとなった。これも、技術的なものとしてはやむをえないのだろうが、「速やかに」という言葉もあるように、ある時期には完全なアンバンドリングまで突っ込んでいってほしいと考える。

このグランドデザイン案は、大変頑張ってLPガスのポジションを相当強く出していただいたと感じる。

LPガス業界は今後大変になってくると思うが、次回の審議会にはLPガス業界3団体の切り口を合わせていくべきである。それに関してこの勉強会が、もう少し早く機能していればよかったと思う。

小売の自由化については、電気の方が大筋自由化の流れとなっているが、ガス体エネルギーの方は先送りのようになっており違和感がある。

ガス体エネルギーも参入障壁によって円滑に自由な競争が行えないとなると不適切なので、制度設計の際ご努力をいただきたい。

段階的な自由化となると、都市ガス事業における公益事業部分と自由競争部分の会計分離、会計の透明化も大事である。

これからエネルギーの大競争時代が来る中で、LPガス業界を挙げて効率化とレベルアップを図っていかなければいけない。

今後の問題であると思うが、2点ばかり非常に懸念していることを申し上げる。

1点目はスピードが遅いということで、「速やかに」という言葉が入り、意識は非常

に持っておられるが、やっていることは「段階的」で、実体が伴っていない。本当にこれで国際的な競争力、対応はいいのか。スピードが遅いので、「当面」の措置は、やっている暇はない。諸外国は次の段階の議論をしている。また2～3年以内にはアンバンドリングを行う必要がある。

2点目に、今回の議論は中小事業者の立場についての議論がかなり不足していると思う。我が国の産業の7割以上が中小事業者であり、特に小口の消費者には中小の方々がサービスしている。それに対応する議論をしっかりと、消費者が困らないように、制度設計を行うべきであると思う。

この2点については、今後の審議会の中で十分主張もしたいと思うし、そういう議論が行われるように石油流通課からもリードしていただければと思う。

当面の課題については、内容が特定の業界に偏るとか、項目ごとにバランスを欠くことになる、中長期的なあるべき姿とかけ離れることになるので、注意を払っていききたい。

少なくとも競争の中にも協調、秩序があるべきだ。

簡易ガスについては、原料の選択の多様化というのは現実的である。また規制の強化にならないような方向がぜひ必要だ。

当面の制度改革において供給区域の問題に取り組むなら、現行のガス事業法には供給区域の減少規定というのがあるのだから、資源エネルギー庁は減少規定に基づいて普及率の低い地域はいっせいに取り上げればいい。

「当面の制度改革」とあるが、相変わらず従来のペースで進めていては、LPガスサイドから見たら、当面ひとつも自由化は進まないと思っている。

質問を含めてお話ししたい。電気の送電網のように、ガスの導管網を全国的につなげようなどと思っているだろうか。経済産業省にはその意識はある。しかし、現実につなぐかどうかはガス会社自身の判断であるし、それが実現することはありえない。つまり、導管網がつながるまで待つというのは、結局全然自由化できないという結論になると私は認識しているが、いったいどうお考えか聞きたい。

パイプライン、ターミナルについては、アンバンドリングであり別会社方式であるべき。10年でアンバンドリングを行うなら、まずその法律を作り、その間だけは販売と一緒にやってもいいという経過措置を作るべきである。

それにしても、この答申を仮に審議会に上げる前に、行政の方でこれに即して、ガス事業法改正案を作られるとき、どんな案をお作りになるのか。パイプライン、ターミナルについては10年後の姿、小売については当面の措置となると、片一方を延ばすというのだから、全く矛盾すると思う。そこをどうお考えなのか。

スモールグループ報告では、「目標を定めていっせいに移行する」という意見が、日連の意見として書いてあった。ところが、「段階的に移行」というのが、最後の研究会で石油連盟あるいは学者からのご意見があったということで、入れたということだが、何故入れたのか。

次に、当面の制度改革の「自由化範囲の拡大」のところではぎりぎり最後まで「電気事業の規制緩和の進展とバランスをとって」と書いてあったが、「エネルギー市場全体の公正な競争環境の確保等」と最終案には書いている。なぜこんな持って回った説明に直さなければいけなかったのか。「当面の制度改革を行うためには、あまり電気のことを考えない方がいい。当面ガス体エネルギーだけを考えよう」というような感じがあまりにも露骨ではないか。ここはきわめて問題だと私は認識している。

「LPガス販売事業者自らが取引の適正化に向けいっそうの取組みを行うべきである」という記述をわざわざ入れたということは、多くの委員が「自由化は心配だ心配だ。その例はLPガスだ。無償配管があり、料金も不透明だ」ということを盛んに言っておられたからだ。表面を見るとうまいことを言っているが、この表現を入れたことにより、「このような問題があるから都市ガスの自由化はゆっくりやろう」となってゆくのではないか。そういう被害意識を持っている。

各チェーンの相互関係で、アンバンドリングを機能・会計分離でいいと言っているというのは、1つの妥協であって、本来的な議論がなされていない。何となく都市ガスに味方したかたちで、LPガスにもいろいろ書くことによって同じグループだと思わせて、まあ全体はいいだろうとなるのではないか、という被害意識がある。

最後はこれからの問題だが、先き行き審議会に臨む態度として、事務当局である石油流通課は、研究会の意見を集約するのか。あるいは、研究会の中で出た結論に行政としての判断を含めつつ行政案を作って、諮問するのか。併せて、ガス体エネルギー改革勉強会をおこなったが、それが今後審議会に生きるようにしていきたいとの意見があったが、事務当局はこういう勉強会を続けるつもりかどうお考えを聞きたい。

(芳川課長)ガス市場整備基本問題研究会は、あくまでも資源・燃料部と電力・ガス事業部の両部長の私的な研究会であり、委員の皆さんから率直な意見をいただいて、基本的にはそれをとりまとめるという方向で進めてきた。有識者の方々にお集まりいただいて、十分な議論をしていただき、最大公約数的なところをとりまとめたものである。

審議会は、大臣から諮問があり、それに対して答えるということで、意見を集約する伝統的な方法でとりまとめたいと考えている。したがって、今のところ私どものあるビジョンの下に、その方向に沿って議論していただくということで、進めていくことになるのではないかと。

ガス体エネルギー改革勉強会は解散しようとの考えか。

(芳川課長) ガス市場整備基本問題研究会が終わったということは、開催の経緯からすると、勉強会もこれで終わるものだと思う。今後どうするかは、また皆さんとご相談させていただきながら考えていきたい。

ただ1点、当面の制度改革のその他の取組みにおいて「取引の適正化に向け一層の取組み」というところは、石油流通課としての思いをここに入れたものであり、それ以上の何ものでもない。

電力との関係だが、これが最後に大きな話になったことは事実である。ただし、エネルギー市場において、電気以外にも石油との関係、あるいはガス市場そのものの競争環境も含めて考えていこうということである。したがって、電気との関係が消えて薄まったというわけではなくて、ガスーガスの問題もこの中に含めて考えている。

また、「段階的に」が入ったことについては、研究会自身が、いろいろあった意見を最大公約数的にとりまとめようとしたためであるし、このパラグラフについては両論併記されているので、その意味ではいろいろな意見をそのまま書こうという姿勢である。

最後にお話のあったアンバンドリングについては、自由化との関係で公正な競争環境を制度的に保証する枠組みという意味で、きわめて重要なパートであったにもかかわらず、少し議論が不十分であったと思うので、今の意見も参考にして、審議会の議論に反映させていきたいと考えている。

今後は、パイプライン・ガスターミナル・小売にわたって整合性のある議論をして、方向性を出してほしい。

(芳川課長) 研究会は有識者の方々に集まっていたいて、それをまとめたというものであるが、あくまでも私的なもの。今後の審議会における議論はもちろん今回の報告を踏まえて行われることになると思うが、正式な審議会であり、研究会とは法的な位置づけが全く違う。

また、世の中の状況、電気の議論の状況を含めているいろいろな客観情勢も審議会の時点では明らかになってくる。したがって、この研究会の報告を踏まえて、審議会の議論はスタートするという事に尽きると思う。

今回の反省点を言えば、公平・公正な競争条件とはいったい何かを、もう少し詰めて考えるべきだと思っている。ガスーガスのみならず、ガスー電気、あるいは石油との関係等々を踏まえて、皆さんのご意見をいただきながら、事務局として知見を蓄えて審議会に臨みたい。

最後に2点ほど申し上げたい。1点目は取引の適正化で、一部の業者のことがいる

いる取り上げられて全体のイメージを損なっているのも事実であり、引き続き業界全体として取引の一層の適正化に取り組んでいただきたいと思います。また、PR不足で消費者の皆さんとも対話不足ではないかと考えている。これについても、LPガス業界の方にも努力していただきたいと思いますし、石油流通課としてもできるかぎりのことをしたいと思っている。

2点目は、業界全体として、意見交換なり勉強会等の場をもう少し活用するなどして、LPガス産業全体の将来を考えていただく場が必要ではないかと考えている。審議会に向けての戦術的な意味でも、1つの大きな声を出していくのは重要なことではないかと考えている。

最近になり、議員を含めて足立区内で、都市ガス攻勢の中で都市ガスとプロパンのどちらがいいのだという相談が入っている。LPガス業界はブローカーが文書を持って足立区内を歩いているから、このような業界よりは都市ガスの方がいいのではないかと、議員から呼ばれて説明せよというのが今回あった。

阪神大震災のような災害時には都市ガスがよくて、ボンベが倒れるからLPガスが危険だと一般の方々は受け取っている。皆さんはびっくりされるだろうが、それが一般認識だと思ってほしい。

これに対し、私は「それぞれメリット、デメリットがあり、どちらがいいとは言えない」と説明した。どちらがいいというのではなく、メリット・デメリットが全然違うと。過疎地では絶対にLPガスの方がいい、なぜ導管を日本の隅々まで引かなければいけないのか、足立区の場合でも導管を引かなくてもいい地域もあると説明した。そうすると、「ああ、そうだったか」と言ってくれた。こういう状況なので、一般消費者がどこまで理解できているかということ、わからない。

この勉強会で私の意見を皆さん一生懸命聞いてくださるのは、プロと、たぶん私の視点の違うところが少しはあるからではないか。皆さんがここはもうすでに終わったのだという部分が、まだまだ一般の消費者は理解していないのだという点を伝えるために、私はいるのかなと思う。

業界の方々は高度なことはわかっておられるわけだから、委員はLPガス業界外の私達2人の女性だけではなく、もう少しそういう仲間を増やしていただけないか。私の意見もおかしいかもしれない。1人だから「消費者代表」なんておこがましくて意見も言いづらい。価格の問題でも、消費者の代表どうしがたたき合って、代表の意見として出せるぐらいの場があってもいいのではないか。消費者が語るからこそ耳を傾けてもらえることもあるので、是非消費者の委員を増やしていただきたい。

感想ということでお話しさせていただく。今回の報告書、グランドデザインについては非常によくまとまっていると思っている。特に、「はじめに」の部分が入ったこと

と、それぞれのグランドデザインを書いたうえで、「おわりに」でまとめて書いているということで、全体的な構成として非常にまとまりがよくなり、わかりやすくなった。

その中で、「はじめに」という部分においては、先程皆様方からいろいろお話があったとおり、LPガスの位置づけを非常に明確にしている。

今回の議論が、行政の中で都市ガスとLPガスを一体としてガス体エネルギーとして取り扱い、この中でLPガスと都市ガスを平等もしくは対等に扱っている意味では非常によいし、そうでなければならぬと思う。

もう1つは、目次の中にあるが、基本的な理念として、ガスの利用者の利益の増進と、ガス産業の健全な発展を、両方併記するかたちで書いている。そして、最後の締めの部分で、真に需要家の利益の増進につながる具体的な制度設計が進められることを期待するというところで、産業から需要家に対し、いろいろなことにシフトした考え方が入ってきていることは、非常に時代の流れとしてよくなっていると思っている。

私どもエルピーガス振興センターとしては、石油流通課長からも業界の方々からもお話があったが、LPガスのPR不足といった面に対して、努力していきたいと思っている。

(石井委員長) まだ語り尽くせないところがたくさんあると思うが、今回をもってガス体エネルギー改革勉強会は締めをさせていただく。勉強会での大きな声が、これからの審議にきわめて重要な影響を及ぼすというお話もあった。そういった中で、今回のこの報告書とりまとめも、最後のところで石油流通課の皆さんに大変ご尽力いただいた。その力のうち、少しはこの勉強会がある意味では役に立ったのではないかと思っている。

10回にわたる長丁場だったが、皆様方の貴重なお導き、ご支援・ご協力をいただき、どうにか私の方も委員長を務めさせていただき、感謝申し上げます。

最後に事務局からご挨拶いただき、閉会としたい。よろしく願います。

(芳川課長) 最後ということで、一言お礼を申し上げさせていただく。10回にわたり貴重なご意見をいただき、大変感謝申し上げます。最後に委員長に談話をまとめていただき、それが調整するときに本当に役に立ち、ありがたいと思っている。

先程申し上げたが、我々の反省すべき点もたくさんあり、そういう意味で、皆様も何をしているんだというお気持ちもお持ちになったことであろうかと思う。しかし、今後は審議会において議論が行われるので、この反省も審議会での議論に活かしながらやっていきたいと思っている。

この勉強会自体は、設立の経緯等々もあってこれで終わるが、いくつか勉強を深めたい点も、皆様に努力していただきたい点もある。したがって、いろいろなかたちで皆様とインタフェースを十分取りながらやっていきたいと思っており、ここにおられ

る有識者の方々に、引き続きご相談させていただきたいと思っている。

（石井委員長）それでは、以上をもってガス体エネルギー改革勉強会を終了させていただきます。